

ホントにいいの？ 健康食品って

新刊ブックレット

健康食品、サプリメントなどは、特設コーナーが設けられた店舗の店頭販売やインターネットの通信販売で盛んに売られています。

健康食品とは普通の食品と違うの？、ガンに効くと言うけれど薬とどう違うの？など疑問はあっても、テレビや雑誌の宣伝、広告をみて身体にいいならとつい買ってしまふ。その様な消費者を騙す薬事法違反の悪徳商法が多いのも健康食品の特徴と言えます。

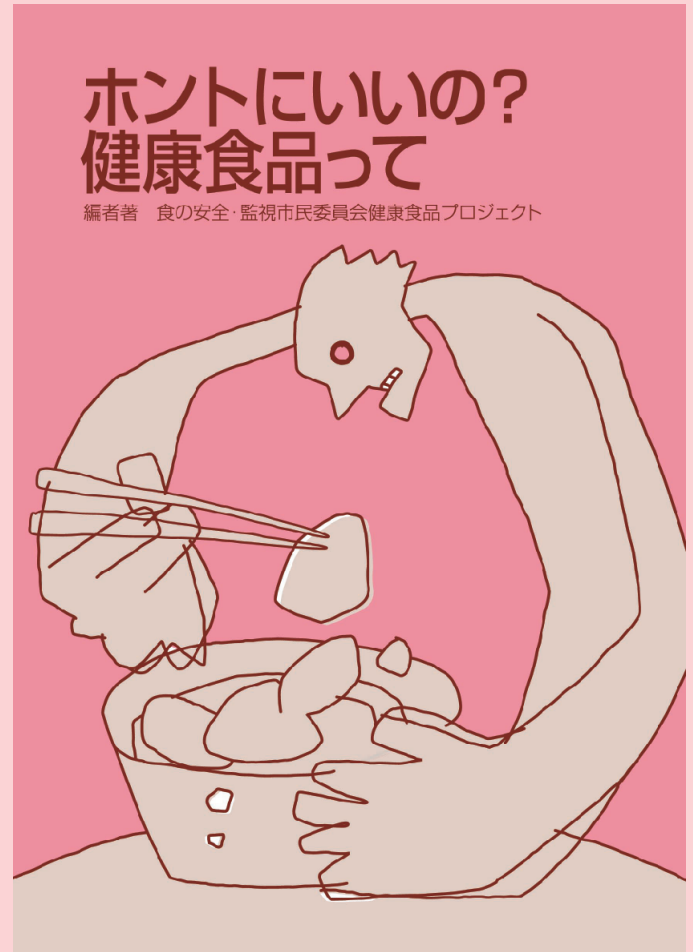
薬事法の表示違反の健康食品が80%もあることを、2005年10月に東京都が試買調査して発表しました。いわゆる健康食品という時には法的な根拠はありません。法的に健康食品として認められているのは、特定保健用食品（特保）と栄養機能食品ですが、これら特保食品として厚生労働省から許可をうけている商品のなかにも、その効能効果を疑われるものが現れています。

このような健康食品について、2003年に発足した食の安全・監視市民委員会は、雑誌広告、折り込みチラシなどについて直接抗議したり、行政に健康食品制度の見直しの意見を提出したり、厚労省の担当者と折衝したりしてきました。しかし市場にはアガリクスのほかにも、大豆イソフラボン、コエンザイムQ10、メリロートなどや各種のダイエット食品があふれ、食品安全委員会は安全性の評価（健康影響評価・リスク評価）の対象に取り上げるようになり、審議中のものもあります。食品安全委員会の審議を傍聴をしたり、意見や時には抗議なども出して、食の安全行政の監視を続けてきた食の安全・監視市民委員会は、そもそも健康食品とは何でしょうかという疑問に答えるためのやさしいブックレットを作ることを思い立ちました。

内容は、「健康食品で病気は治せるの」「健康食品ってなに」「健康食品の表示はどうなってるの」「健康食品で被害はあるの」「被害救済制度はあるの」「健康食品とどうつき合う」「のぞましい食生活」の各項目を、健康食品プロジェクトチームの7人が分担しながら全員で検討しながらまとめたものです。

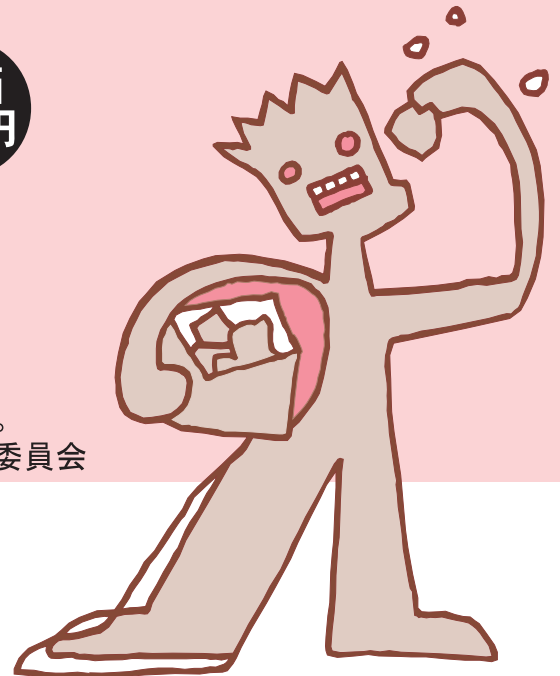
特保食品や栄養機能食品の表示に、「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを」と表示が義務付けられています。このブックレットがより健康な食生活のためにお役に立つことを、食の安全・監視市民委員会は願っています。

お申し込みは郵便振替で代金+送料を下記までお振り込み下さい。
郵便振替口座 00120-8-776497 加入者名 食の安全・監視市民委員会



食の安全・監視市民委員会健康食品プロジェクト編著 食の安全・監視市民委員会発行 A5判 51頁 頒価500円 送料180円

頒価
500円



食の安全・
監視市民委員会

■お問い合わせ Tel 03-5155-4765 Fax 03-5155-4767 (日本消費者連盟内)